

令和5年2月24日

市立学校園保護者 様

寝屋川市教育委員会
寝屋川市立各学校園長

「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針」等の廃止について

標記の件につきまして、市の「新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆様への要請内容について」が3月12日で廃止され、「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針」及び「オミクロン株に対応した給食調理員（寝屋川市立小学校・保育所）が新型コロナウイルスに感染した場合の対処方針」についても、3月31日で廃止されます。今後とも、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【内容】

1 対処方針廃止後の対応

(1) 市立小中学校及び市立幼稚園について

- ① 感染者（児童・生徒等）は出席停止とします。
- ② 市立小中学校のオンライン授業は継続します。
- ③ 市立学校園の選択登校園制は廃止します。

(2) 市立小学校及び市立保育所の給食について

感染者（給食調理員）が発生した場合でも給食は停止しません。ただし、感染者（給食調理員）が多数発生し、他校（所）からの応援だけでは対応できない場合は、給食を停止することもあります。

(3) 留守家庭児童会及び市立保育所について

- ① 感染者（児童）は出席停止とします。
- ② 感染者（児童）が発生した場合でも原則として開会（所）とします。ただし、感染者（職員）が多数発生し、配置基準を満たすことができないなど、児童の受入体制を整えることができない場合は、クラス休会（所）等を行うことがあります。

(4) PCR検査について

市立学校園及び市立保育所等における児童・生徒等へのPCR検査（スクリーニング検査（希望制））は廃止します。

【参考資料】

- 1 「新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆様への要請内容について」
https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaika/1583406912179.html
- 2 「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針」
「オミクロン株に対応した給食調理員（寝屋川市立小学校・保育所）が新型コロナウイルスに感染した場合の対処方針」
https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaika/1594344180320.html

【問合せ先】

〈対処方針・要請内容に関すること〉

危機管理部防災課

電話 072-825-2194（直通）

〈市立小中学校に関すること〉

学校教育部教育指導課

電話 072-813-0071（直通）

〈市立幼稚園に関すること〉

学校教育部学務課

電話 072-813-0072（直通）

<市立小学校の給食に関する事>

学校教育部施設給食課

電話 072-813-0073 (直通)

<留守家庭児童会に関する事>

社会教育部青少年課

電話 072-813-0075 (直通)

<市立保育所等に関する事>

こども部保育課

電話 072-812-2552 (直通)

<PCR検査に関する事>

健康部新型コロナウイルス感染症対策室

電話 072-829-1210 (直通)